

## 最低制限価格の改正について

令和2年4月22日以降、当センターが発注する建設工事の最低制限価格については、「鳥取県調査基準価格及び最低制限価格等設定要領」（令和2年4月改正）に基づき改正いたします。

なお、最低制限価格は、千円未満は切り捨てとし、入札終了後、当センターホームページで公表しますが、算定式は非公表といたします。